

○厚生労働省告示第二百七十一号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへの収納価格を、令和六年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十二万三千百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年九月十九日

厚生労働大臣臨時代理 盛山 正仁